

生活科学 センター だより

インターネット ショッピング

〔相談〕

インターネットでカシミヤのセーターを注文し、代金は代引きで支払った。事前にサイズを確認して安心して申し込んだが、届いたセーターは小さくて着ることができない。タグはMサイズの表示だったが、測ってみるとSサイズの寸法だった。メールで苦情を伝え交換を希望したが、応じてもらえない。対応がよいないので返品したい。

（20歳代女性）

〔処理〕

業者は返品を認めない経営方針でしたが、センターでサイズがタグの表示と違って小さいことを確認して業者に伝えたと、返金に応じるとのことでした。

相談者は商品を送り、手続きをされました。

〔アドバイス〕

ネットショッピングは通信販売になります。他に、新聞広告やカタログを見て申し込んだり、ラジオやテレビでの商品紹介で申し込んだ場合も通信販売になります。このような通信販売は、消費者が自由に商品を選んで申し込む取引形態なので、クーリング・オフ制度の適用がありません。

通信販売で購入し、届いた商品が気に入らなかった、サイズが合わなかったなどの場合は、返品特約が重要になります。事業者が表示している返品特約の条件に従うことになり、返品には応じませんと表示があれば、返品はできません。表示をしていない場合は、商品を受け取った日から8日間は解約、返品することができます。ただし、返品送料は消費者の負担となるので、注意が必要です。家具やカーペットなどの大きな商品は送料が高額になり、思わぬ負担となる場合があります。今回の相談のように、事業者の不注意で着られないなどの不良品が届いた場合は、返品特約に関係なく、交換の意思表示をすることが大切です。送料も事業者負担になるよう申し出るとよいでしょう。

なお、トラブルにならないように、取引条件を注文前に

確認することも大切です。ネット通販の場合は、事業者とのやり取りを印刷して残しておき、商品が届いたらすぐに中身をチェックし、違うものや壊れた商品が届いた場合は、すぐに連絡をしましょう。

また、連絡方法がメールしかない場合、相手からの連絡が途絶えれば交渉することができません。所在地、電話番号、責任者の氏名などが記載されていることを確認しましょう。

ジャドマーク

（社）日本通信販売協会の会
員であることを示しています。



オンライントラストマーク



インターネット通信販売のルールを守り、適切な販売を行っていることを示しています。事業者であることを示しています。国内に拠点があり、創業後1年以上の事業者のホームページ上に表示され

ます。

秘密厳守

相談日時

相談は無料

火・金曜日

9時～16時

消費生活の相談や問い合わせ、苦情は、神崎郡消費生活中核センターへ

（☎22・4977）

くらしのゼミナール

福崎町特産もちむぎ商品を活用した献立を作ります。

日時 2月10日(火) 9:30～13:00

場所 生活科学センター

講師 もちむぎ生産組合員

参加費 材料費実費

募集人数 20人

申込先 生活科学センター

（☎22・4977）

定員になり次第締切



環境にやさしいみんなの生活展

— みんなで守ろう地球の未来、 できることからひとつずつ —

日時 2月15日(日) 10:00～15:00

場所 文化センター 小ホール

主な催し

- くらしを見直すパネル展
- 幼稚園児の絵画展
- 手づくり作品の展示・即売
- 野菜の即売
- 包丁とぎ講習
- 実習コーナー（エコ工作）
- 喫茶コーナー（無料）



「家庭用品修理会」中止のお知らせ

毎年、生活展とともに実施していた刃物・傘・靴の「家庭用品修理会」は、職人の高齢化に伴い、継続が困難となりました。長い間、ご利用ありがとうございました。

福崎町消費者の会・生活科学センター



近所のおばあちゃん

福岡小学校5年

和田優里

わたしが帰る時、通学路には、近所のおばあちゃんがたくさん集まって、手おし車にすわって話をしている。その前を通りかかると、「お帰り学校どうだった。」といつもきいてくれる。わたしは、「うん、楽しかったで。」

と言って、今日あったことを話す。わたしは、いやだったことを話すと、はげましてくれるし、うれしかったことを話すと、「おめでとう。」と言って、いっしょに喜んでくれる。わたしにとっては、まるで家族のような存在だ。



八千種小学校2年 谷岡美希



福岡西中学校2年 小野仁愛



福岡東中学校3年 鍛示妹来

もののおばあちゃんが重たそうな荷物を持って、手おし車をおして来るのが見えた。少し様子をうかがってみると、本当にしんどそうにされていた。わたしが、いつものように大きな声で、「ただいま。」と言った。わたしは、大じょう夫。家まで荷物を持って行ってあげようか。」と声をかけた。すると、おばあちゃんはうれしそうに、「持っていくてくれるの。ありがとう。」と言って荷物をわたしてくれた。わたしは、荷物をおばあちゃんの家まで持っていく。だいたい、帰るのがおそくなってきた。

次の日、いい知らせが届いた。その日のおばあちゃんの様子、いつもどおり車いすに乗って元気にしゃべっていた。わたしは、ほっとした。家に帰って宿題をしているとおじいちゃん、めっちゃ喜んでくれた。そのことを聞いて、わたしは本当にうれしかった。次の日、おばあちゃん

に出会って、「この前は、ありがとう。」と言ってくれた。わたしは、とても気持ち良かった。これからも、人の役に立てるように、わたしのできることをしていきたい。

各種の相談事業(定例分)

サルビア会館でさまざまな相談を受けていますのでご利用ください。

人権相談

毎月第3水曜日 10:00～15:00
(担当=住民生活課・内線374)

なやみごと相談

毎月第1・3水曜日 13:00～15:00
(担当=社会福祉協議会・☎0300)

母子相談

毎月第2月曜日 10:30～15:00
祝日の場合は翌日に変更
(担当=健康福祉課・内線364)

行政相談

毎月第3水曜日 13:00～15:00
(担当=総務課・内線221)

人権標語

字は消せる 言葉は消せない
自分が言われてどう思う？

福岡小学校6年
後藤悠輝

楽しいな みんなで笑う
その時間

田原小学校6年
大道袖香

それじゃだめ
見て見ぬふりする その姿

福岡東中学校2年
中井凜大

届けよう
笑顔・やさしさ・思いやり

福岡西中学校3年
武村みつほ

要介護認定者の 交付のお知らせ 障害者控除対象者認定書

所得税法や地方税法では「所得申告する本人または扶養親族等が障害者に該当する場合、『障害者控除』として一定金額を所得から控除することができる」と定めてあります。

この障害者控除の対象となる人は、一般的には身体障害者手帳や精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人ですが、手帳を持っていなくても「年齢が満65歳以上の人で、精神または身体に障害があり、その障害の程度が前記の人に準ずるものとして市町村長の認定を受けている人」も障害者控除を受けることができます。

障害者控除には『特別障害者控除』と『障害者控除』があり、介護保険の要介護度や訪問調査でお聞きした内容をもとに判定します。

障害者控除判定基準表

要介護度	判定基準
要介護4・5	特別障害者控除の対象
要介護3	調査票での自立度により特別障害者控除または障害者控除の対象
要介護2以下	調査票での自立度により障害者控除の対象となる可能性あり

詳しい基準についてはお問い合わせください。

この認定が確定申告に必要と思われる方は、事前に役場健康福祉課に申請してください。認定された方には後日認定書を交付します。確定申告時に障害者控除対象者認定書を提出しないと障害者控除は認められません。

問い合わせ先 健康福祉課 介護保険係(内線364)

「児童扶養手当法」が一部改正

児童扶養手当と公的年金等との差額分が受給できるようになりました

公的年金を受給する方はこれまで児童扶養手当を受給できませんでしたが、平成26年12月以降は、年金額が児童扶養手当額より低い方は、その差額分の児童扶養手当を受給できるようになりました。

改正により新たに手当を受け取れる場合(例)

- ・児童を養育している祖父母等が低額の老齢年金を受給している場合
- ・母子(父子)家庭で児童が低額の遺族厚生年金のみを受給している場合 など

・手当の申請

手当を受給するためには申請が必要です。

お早めに申請してください。

町では今回の改正で新たに対象となる方を把握していませんので、それぞれのご家庭に手続きのご案内をすることができません。

- ・支給開始日 申請の翌月分から

【経過措置】

今回の改正により平成26年12月1日において児童扶養手当の支給要件に該当する方が、平成27年3月31日までに申請手続きをした場合は、平成26年12月分までさかのぼって支給されます。

この期間を過ぎると、手当の支給は申請の翌月からの支給開始となりますのでご注意ください。

問い合わせ先

住民生活課 児童扶養手当係(内線374)

日赤奉仕団 団員募集中!

福崎町日赤奉仕団では団員を募集しています。あなたの身近な地域でボランティアを始めてみませんか?

対象 町内に在住または在勤の20歳以上の方
問い合わせ・申し込み先 健康福祉課(内線364)



自然歩道を歩こう大会で団員募集の呼びかけ
ゴールテープを持つの出迎えに参加者からは喜びの声が!

第28回

「ふるさと文化祭」のご案内

と き 1月25日(日) 13:00~

ところ エルデホール

出演グループ

町内の学校・団体など

16組

入場は無料です。

ぜひお越しください。



(福崎町文化協会)

松岡五兄弟

～松岡県～

第7話



「福崎の身近にある歴史を掘り起こそう」

松岡家の写真

神戸大学大学院人文学研究科 地域連携センター研究員

井上 舞

写真です。

幼い頃の愛らしい姿。今は亡きあの人の在りし日の笑顔。楽しかったあの日の記憶。写真に写るのは、そうした一瞬の出来事。けれど、できあがった写真には、そこには写りきらないさまざまな想いが込められています。

今年度、神戸大学地域連携センターでは、福崎町との連携事業の一環として、千葉県の松岡県の子孫の方が保管されていた、写真資料の調査を行いました。一連の写真群の中には、当主であった松岡県の写真のみならず、通泰・國男・静雄・輝夫（映丘）の写真もたくさん残されています。今回はその中から、3枚の写真を紹介します。

最初の1枚は、自宅に設置された菊花壇の前に座る県の



『故郷七十年』でも触れられていますが、県の趣味は菊づくりでした。この写真の他にも、菊花壇を背景に、夫婦で写した写真や、息子たちと写した写真が、何枚も残っていました。調査した写真群は、写真館で撮影した肖像写真が大半を占めていました。そうした中で、この写真は、当時の県の暮らしぶりを具体的に知ることができる、貴重な資料といえるでしょう。

次の1枚は、幼子を抱く國男の写真。この幼子は、國男の子どもではなく、県の長男です。



裏書きによれば、この写真が撮影されたのは、明治26年（1893）10月。ちょうど國男が第一高等中学校（後の第一高等学校。現在の東京大学教養学部等の前身）に入学した直後の写真ということになります。第一高等中学校といえ、当時の最難関校。帝国大学への進学を前提とした、エリート養成の登竜門でした。そこに入学するということは、まだ存命中であった両親にとっても、兄の県にとっても、誇らしいものであったはずで

す。この写真の背景には、息子にも、國男のように学問に

励んでほしいという、県の願いが込められていたのかもしれない。

また、写真群の中には、静雄や輝夫が、通泰の子どもと撮った写真などもあり、兄弟たちが家族ぐるみで交流を続けていたことがうかがえます。最後の1枚は、風景写真です。今回調査した写真は、人物写真がほとんどで、風景を写したものは数枚だけでした。その中の1枚が、鈴ノ森神社の写真。「福崎」が写り込んだものとしては、唯一のものでした。

ここに写っている大玉垣は、大正9年（1920）に県と國男が奉納したものです。撮影時期は不明ですが、おそらく大玉垣の奉納からそう遠くない時期に撮影されたと思われる。写真には舗装されていない参道や今はない鳥居左側の松の木などが見え、かつての鈴ノ森神社の姿を伝える。福崎にとっても貴重な資料です。あるいは県が、この写真を眺めながら、故郷辻川を想うこともあったかもしれません。

松岡家に残された写真は、在りし日の松岡兄弟の姿と

もに、彼らの想いを、現在に伝えてくれています。



写真はいずれも個人蔵

1/26 は文化財防火デー

文化財防火デーにあわせ、姫路市中播消防署による消防大訓練が実施されます。当日は、消防車がサイレンを鳴らして訓練をします。

消防大訓練 日時 1月24日（土）9:00～
場所 神積寺（東田原1891）

（社会教育課）